

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

【意見公募対象一覧：省令】

意見募集対象	根拠規定	命令等の案
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)、無線免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号))	電波法(昭和25年法律第131号)	別添1

【意見公募対象一覧：告示(1/4)】

意見募集対象	根拠規定	命令等の案
(2) 周波数割当計画(令和2年総務省告示第411号)の一部を変更する件(告示)	電波法(昭和25年法律第131号)第26条第1項	別添2
(3) 電波法施行規則第2号及び第7号の4に規定する陸上移動局を定める件(告示)	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第15条の2第1項第2号及び第7号の4	別添3
(4) 無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件(告示)	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の6の9第1項第1号へ、第49条の6の10第1項第1号へ、第49条の6の12第1項第1号へ及び第2項第1号へ、第49条の6の13第1項第1号へ、第49条の29第1項第1号木並びに第49条の29の2第1項第1号木	別添4
(5) 平成19年総務省告示第362号(電波法施行規則第六条第四項第八号の規定に基づく5GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件)、平成19年告示第365号(無線設備規則第49条の21第1項第12号及び別表第3号の35の規定に基づく5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件)及び平成30年告示第222号(電波法施行規則第18条第1項第2号の規定に基づく4900MHzを超え5000MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件)を廃止する件(告示)	電波法施行規則等の一部を改正する省令(別添1)	別添5

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙 2

【意見公募対象一覧：告示（2/4）】

意見募集対象	根拠規定	命令等の案
(6) 昭和61年郵政省告示第395号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する件（告示）	電波法（昭和25年法律第131号）第7条第1項第2号及び第4号	別添 6
(7) 平成23年総務省告示第453号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する件（告示）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第3号 17(1)	別添 7
(8) 平成24年総務省告示第435号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する件（告示）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の29第8項、第49条の29の2第1項第2号、第4項第5号及び第8項並びに別表第3号 45	別添 8
(9) 平成26年総務省告示第338号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、2330MHzを超え2370MHz以下又は3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を改正する件（告示）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第3号 17(3)	別添 9
(10) 平成29年総務省告示第294号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を改正する件（告示）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の8の3第1項第2号ホ	別添10

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙2

【意見公募対象一覧：告示（3/4）】

意見募集対象	根拠規定	命令等の案
(11) 平成31年総務省告示第23号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件）の一部を改正する件（告示）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の6の12第1項第1号リ、同項第2号及び同項第4号ハ、同条第2項第1号リ、同項第2号及び同項第4号ハ並びに別表第3号17(3)	別添11
(12) 令和2年総務省告示第251号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件）の一部を改正する件（告示）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第3号17(3)	別添12
(13) 平成5年郵政省告示第407号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を改正する件（告示）	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第15条の3第4項	別添13
(14) 平成15年総務省告示第344号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を改正する件（告示）	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第30条の2第2項第6号	別添14
(15) 平成30年総務省告示第356号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する件（告示）	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）別表第2号の4	別添15
(16) 令和2年総務省告示第399号（無線局（移動する無線局を除く。）であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件）の一部を改正する件（告示）	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第2条の2	別添16
(17) 平成23年総務省告示第278号（登録検査等事業者等規則第17条及び別表第5号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する件（告示）	登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第17条	別添17

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

【意見公募対象一覧：告示（4/4）】

	意見募集対象	根拠規定	命令等の案
(18)	平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する件（告示）	登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第20条	別添18
(19)	平成6年郵政省告示第424号（端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同規則第36条の規定により同規則第9条の規定を準用する自営電気通信設備を定める件）の一部を改正する件（告示）	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第9条	別添19
(20)	平成6年郵政省告示第72号（電気通信事業法施行規則第31条の規定に基づく端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を改正する件（告示）	電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第31条	別添20

【意見公募対象一覧：訓令】

	意見募集対象	根拠規定	命令等の案
(21)	電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令	電波法（昭和25年法律第131号）第7条 行政手続法第5条第1項	別添21